

17 川監公 第 1 2 号

平成 17 年 8 月 10 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	奥	宮	京子
同	小	林	貴美子
同	西	村	英二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局及び水道局

監査の範囲 平成16年度に発注した工事及び平成15年度から継続していた工事で、平成17年3月31日までに完成した工事（工事関連の業務委託を含む）

監査の期間 平成17年4月1日から

平成17年7月25日まで

監査の結果

今回の監査は、港湾局及び水道局が発注した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事23件、委託17件、合わせて40件（別表1、2）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり契約及び施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

1 随意契約の適用を慎重に行うべきもの

東有馬5丁目300mm～100mm配水管布設替工事は、道路改良工事に伴い水道管の布設替を行った工事で、道路改良工事を施工していた請負者と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に当たるとして随意契約を行った。

公共工事における随意契約のガイドライン（昭和59年3月中央公共工事契約制度運用連絡協議会）によると、「競争に付することが不利と認められる場合として、現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安

全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合」とされている。

しかしながら、水道工事は道路改良工事と別途施工され、工期が短縮されることはないこと及び水道工事と道路改良工事は異なる業種であるため、共通する仮設等の経費調整も行われず、経費の節減とはならないことから、同施行令の規定を適用し、随意契約を行ったことは適切でなく、競争入札に付すべきであった。

また、東有馬4丁目300mm～100mm配水管布設替工事ほか1件においても、同様な事由による随意契約を行っていた。

随意契約を行う場合は、その根拠事由を的確に判断し、同号の適用を慎重に行われたい。

(別表2 水道局監査番号 2、6、15)(水道局工務部)

2 環境対策を適切に実施すべきもの

東有馬4丁目300mm～100mm配水管布設替工事ほか7件の管布設工事には、共通仮設費として環境対策費が計上されており、工事現場における環境改善や、地域との融和などの環境対策を実施することとなっていた。

しかしながら、環境対策の実施状況を確認したところ、適切に実施していた工事が2件、一部を実施している工事が4件、実施していない工事が2件あった。

同様に長沢浄水場加圧脱水機整備工事ほか5件の施設工事についても環境対策の実施状況を確認したところ、適切に実施していた工事はなく、一部を実施していた工事が2件、実施していない工事が4件あった。

環境対策については、その目的を的確に把握して請負者を指導し、適

切に実施されたい。

なお、水道局が定めた水道工事における共通仮設費積算運用基準（平成15年10月制定。以下「運用基準」という。）によると、「場内工事、現場での施工性が極めて低い工事（機械電気設備の工場修理工事等）については、その工事内容を考慮し、必要な工種のみを計上すること」となっている。

施設工事等の場内工事については、環境対策の必要性が希薄なものもあり、運用基準を厳格に適用し必要な工事のみ計上されたい。

（注）環境対策費（「運用基準」抜粋）

（1）対象額に一定の率を乗じて計上される項目

ア 施工のために必要な仮設備のバリケード、工事標識、仮囲い等の
美装化、設置の安全対策等の環境対策

イ 地域との融和に必要な環境対策として、デザイン工事看板、工事
説明看板、フラワーポット等の設置

ウ 作業環境向上のために、現場休憩所、シャワー、健康関連施設等
の設置

前記項目の内、5項目以上を実施する。

（2）その他必要な項目は積上げし、計上する。

（別表2 水道局監査番号 1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、14、
15）（水道局工務部）

3 有資格者による委託業務の遂行を確認すべきもの

配水管布設工事等に伴う測量その1委託ほか2件の業務は、配水管布設工事等を実施するために必要な測量及び設計図面を作成するものである。

配水管布設工事に伴う測量委託仕様書では、「測量についてはその業務内容に応じて測量士等の有資格者をもって従事させなければならない」とされている。

しかしながら、本委託業務では代理人・技術者届、技術者経歴書等が提出されておらず、有資格者による適正な業務遂行を確認していなかった。

同様に、事業損失に係る建物等調査委託ほか1件においても、有資格者による適正な業務遂行を確認していなかった。

委託業務に当たっては、従事する者の資格を確認し、その業務遂行を確認されたい。

(別表2 水道局監査番号 16、17、18、19、26) (水道局工務部)